

別表3 (第12関係)

1 臭化メチルによる消毒方法の基準

(薬量: g/内容積m<sup>3</sup>)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
種子に食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	24	6時間	特A級 又はA級	ガス濃度を40分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
		48	3時間		
48.5		3時間			
32.5		2時間			
30		24時間			
そてつに食入又は付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)					
にら、わけぎに付着する検疫有害動物 (ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)					
もも核子 (種子) に食入するモモタネコバチ					
やまはぎ及びいたちはぎ種子に食入するマメゾウムシ類					

(注) もも核子並びにやまはぎ及びいたちはぎ種子の消毒は、輸入者から薬害が生じてもやむを得ない旨申し出があった場合のみ実施すること。

2 燐化アルミニウムによる消毒方法の基準

(燐化水素としての薬量: g/内容積m<sup>3</sup>)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	温度	時間	倉庫の等級	摘要
種子 (とうもろこし、はくさい、ライグラス等) に食入又は付着する検疫有害動物 (グラナリアコクゾウムシ、ヒメアカカツオブシムシ及び線虫を除く。)	倉庫くん蒸	0.5	5℃以上~10℃未満	7日	特A級 又はA級	(1) 5℃未満の場合には使用しないこと。 (2) 投薬方法は、通路又は麻袋上に錠剤若しくは粒剤を均等に配置すること又は庫外投薬機を用いること。
			10℃以上~20℃未満	6日		
			20℃以上	5日		

3 青酸ガスによる消毒方法の基準

(薬量: g/内容積m<sup>3</sup>)

検疫有害動物の種類	方法	薬量	時間	倉庫の等級	摘要
苗木、苗の表面に付着するカイガラムシ、アブラムシ、アザミウマ、コナジラミ等の検疫有害動物	倉庫くん蒸	液体青酸 1.8(10℃以上20℃未満)	30分	特A級 又はA級	(1) 植物の表面に水分のある場合及び葉を有する植物に対しては、薬害について注意すること。 (2) ガス濃度を15分以内に均一にできるかく拌機を使用すること。
		青化ソーダ 5.4(20℃以上) 10.8(10℃以上20℃未満)			

#### 4 選別による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	選 別 程 度	摘 要
種子に付着する麦角	麦角の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	選別した病原菌及びり病種子は廃棄すること。
種子に付着する菌核	菌核の混入率（重量比）が0.05%以上あるときは、荷口全体の選別	
種子に付着するダイズベと病菌等	り病種子の混入率（重量比）が1%以上あるときは、荷口全体の選別	
種子に付着又は混入する土	土がなくなるまで選別	選別した土は廃棄すること。
生植物の地下部から発見されたキタネコブセンチュウ等	キタネコブセンチュウ等の付着している地下部がなくなるまで選別	選別したキタネコブセンチュウ等の付着する地下部は廃棄すること。
球根に付着するヒアシンス黄腐病菌等	り病球根がなくなるまで選別	選別したり病球根は廃棄すること。
球根に付着するフザリウム病菌等	り病球根が1%以上あるときは荷口全体の選別	選別したり病球根は廃棄すること。

#### 5 温湯浸漬による消毒方法の基準

検疫有害動植物の種類	温 度	時 間	摘 要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	44℃	1時間30分～2時間	(1) 温湯の温度を厳密に保つこと。 (2) 処理後に乾燥すること。 (3) ミンスイセンについては、44℃、20分で行うこと。 (4) ミンスイセンの範囲は、鱗茎の直径が通常2cm以下のものとする。

#### 6 薬剤浸漬による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量又は濃度	処理方法及び処理時間	摘 要
きゅうり種子に付着するつる割病菌等	チウラム・ベノミル水和剤 20倍液	10～30分間浸漬	
ばれいしょ塊茎に付着するそうか病菌	銅水和剤 50～100倍液	20分間浸漬	

## 7 薬剤粉衣による消毒方法の基準

検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬量 又は濃度	処理方法及 び処理時間	摘 要
種子の外部に付着する 検疫有害植物	チウラム水和剤 2～5g/種子1kg	種子粉衣	農薬取締法により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達）に準じて取り扱う。

(注) 輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。